

大規模災害等被災者の申込みについて

1 申込みできる方

次の(1)～(3)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 令和6年1月1日に発生した能登半島地震および令和8年7月28日に発生した熊本地震により居住していた住宅が滅失する被害を受けた方であること。ここでいう滅失とは、全壊・全流失・全焼に加え、大規模半壊・中規模半壊・半壊であって取り壊し済みとなったものをいいます。なお、居住していた住宅がアパート等で、大規模半壊・中規模半壊・半壊したが取り壊し済みでない場合は、賃借人が自己都合によらず退出せざるをえなくなったことの証明があれば滅失とみなします。また、次のアまたはイにあてはまる方は、この要件を満たしているものとみなしますが、アまたはイにあてはまる方のみでの申込みはできません。
ア 災害発生以降に、婚姻または出生等により増員となった親族
イ 災害発生時において、被災対象地域にある住宅に居住していなかったが、滅失した住宅に居住していた方と生計を一にしていた親族
- (2) 上記のことが、自治体の発行する住民票の写し、罹災証明書等で証明できること。
- (3) 都営住宅の入居資格（別ファイル 4-1～4-5）にあてはまること。ただし、次のとおり一部緩和があります。

2 入居資格について

都営住宅の入居資格について、次の点を緩和します。

- (1) 都内居住について
家族・単身者ともに、「東京都内に居住していること」は適用しません。
- (2) 所得について
家族・単身者ともに別ファイル 7-1 の所得基準は適用しません。したがって、所得金額にかかわらず申込みできます。ただし、都営住宅の使用料は世帯の所得金額によって決まりますので、申込書の所得金額や勤務先などの欄は必ずご記入ください。
- (3) 単身で申込みする方の年齢等について
単審者向の入居資格（別ファイル 4-4）「3 次の資格要件のいずれかにあてはまること」は適用しません。したがって、成年者であれば年齢や身体障害者手帳の有無などにかかわらず申込みできます。
- (4) 住宅または土地の所有について
申込者および同居親族に住宅または土地を所有している方がいる場合でも、次ページ「被災対象地域一覧」に記載されている地域内で滅失したのものについては、所有していないものとみなします。

被災対象地域一覧

被災の内容		対 象 地 域		
東日本大震災被災者	②居住制限者	避難指示区域	福島復興再生特別措置法第 27 条に規定する区域です。申込期間に避難指示区域に指定されている地域については、お住まいだった市町村にお問い合わせください。	
	③④支援対象避難者	支援対象区域 ※避難指示区域を除いた地域	福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
			福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町、富岡町の一部、川内村、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯館村の一部
	大規模災害等被災者	令和6年1月1日 能登半島地震	富山県	氷見市
石川県			七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町	
令和8年7月28日 熊本地震		熊本県	八代市、宇城市、氷川町	

※東日本大震災の被災対象地域は令和 7 年 3 月 7 日現在、大規模災害等の被災対象地域は能登半島地震については令和 7 年 1 月 1 6 日現在、熊本地震については令和 8 年 9 月 2 9 日現在のものです。